○国土交通省告示第三百三十四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十四条の規定に基づき、作業規程の準則（平成二十年国土交通省告示第四百十三号）の一部を改正したので、その関係書類は、国土交通省国土地理院（茨城県つくば市北郷一番）に備え置いて閲覧に供する。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

○国土交通省告示第三百三十五号

道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）の規定に基づき、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十三年三月三十一日　　国土交通大臣　大畠　章宏

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示

道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成十四年国土交通省告示第六百十九号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の二第三項第一号ハ中「並びに連結装置」を「、連結装置並びにスノープラウ取付ブラケット」に改める。

第六十二条第二項に次の一号を加える。

十三　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

第六十二条第六項に次の一号を加える。

十八　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

第六十二条第十項中「非常灯」の下に「、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器」を加える。

第七十七条第一項第五号及び（参考図）を削り、同条第二項第二号中「乗降口の階段」を「乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）」に、「以外の階段」を「以外の踏段」に改める。

第九十八条第三項第二号中「別途指定する」を削る。

第百十八条第三項第一号ハを次のように改める。

ハ　別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示

第百十九条第二項第二号イ中「別途指定する」を削る。

第百四十条第二項に次の一号を加える。

十三　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

第百四十条第六項に次の一号を加える。

十八　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

第百四十条第十項中「非常灯」の下に「、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器」を加える。

第百五十五条第一項第五号及び（参考図）を削り、同条第二項第二号中「乗降口の階段」を「乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）」に、「以外の階段」を「以外の踏段」に改める。

第百七十六条第二項第二号イ中「別途指定する」を削る。

第百九十六条第二項第一号ハを次のように改める。

ハ　別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示

第百九十七条第二項第二号イ中「別途指定する」を削る。

第二百十八条第一項に次の一号を加える。

十三　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

第二百十八条第六項に次の一号を加える。

十八　緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器

第二百十八条第十項中「非常灯」の下に「、緊急自動車及び道路維持作業用自動車に備える他の交通に作業中であることを表示する電光表示器」を加える。

第二百三十三条第一項第五号及び（参考図）を削り、同条第二項第二号中「乗降口の階段」を「乗降口の踏段（幼児専用車の乗降口に備える踏段を除く。）」に、「以外の階段」を「以外の踏段」に改める。

第二百六十八条第三項第一号ロを次のように改める。

ロ　別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示

第二百八十四条第三項第一号ロを次のように改める。

ロ　別添112「後付消音器の技術基準」に基づく性能等確認済表示

別添百八3・1・3・中「並びに連結装置」を「、連結装置並びにスノープラウ取付ブラケット」に改める。

別添百十一の次に次の別添を加える。

別添112　後付消音器の技術基準

1．適用範囲

この技術基準は、自動車又は原動機付自転車（以下「自動車等」という。）に備える後付消音器（次に掲げる消音器以外の消音器をいう。以下同じ。）に適用する。

⑴　指定自動車等に備えられている消音器

⑵　次の自動車に備える消音器

①　乗車定員11人以上又は車両総重量3.5トンを超える自動車

②　大型特殊自動車

③　小型特殊自動車

2．後付消音器の区分

後付消音器を次のとおり区分する。

⑴　第一種後付消音器

第二種後付消音器以外の後付消音器をいう。

⑵　第二種後付消音器

後付消音器のうち、指定自動車等に備えられている消音器と同一の構造を有し、かつ、同一の範囲の自動車等の同一の位置に備えられるものをいう。

3．第一種後付消音器の騒音防止性能試験

第一種後付消音器を自動車等（当該後付消音器を備えることができるものに限る。）に装着したときに、次の⑴及び⑵に掲げる要件を満たすことを、それぞれの騒音試験により確認する。